

恩田運動公園野球場夜間照明塔
劣化改修及びLED化事業に関する
要求水準書

令和8年5月

宇部市

観光スポーツ文化部 スポーツ振興課

1 事業に関する基本事項

(1)本書の位置付け

本要求水準書は、宇部市（以下「本市」という。）が実施する恩田運動公園野球場夜間照明塔改修及びLED化事業（以下「本事業」という。）について、設計、施工、試験、引渡し及びこれらに付随する業務に関して、本市が求める性能、品質及び業務水準を示し、プロポーザルに参加する者の提案に具体的な指針を与えるものである。

契約締結後、本事業を実施する者を「受注者」という。受注者は、本事業が完了するまで、本要求水準書、募集要項、契約書、提案書及び本市との協議により決定した事項を遵守し、要求水準を満たす責任を負うものとする。

なお、本市による確認、承認又は協議は、受注者の設計、施工、品質、安全管理及び要求水準の達成に係る責任を免除又は軽減するものではない。

(2)本施設の概要

施設名：宇部市恩田運動公園野球場（ユーピーアールスタジアム）

所在地：宇部市恩田町四丁目1番4号

建築年：平成10年2月

築年数：28年

法定耐用年数：38年

延床面積：10,861.04 m²

建築面積：4,555.06 m²

構造：鉄筋コンクリート造

収容人数：13,000人

照明鉄塔：鋼製シリンダー型、基部外径φ2,200mm、鋼製架台付（6段）

地上高 鉄塔A：33.00m

鉄塔B：33.00m

鉄塔C：30.55m

鉄塔D：31.55m

鉄塔E：34.25m

鉄塔F：34.50m

照明器具：396灯

メタルハライドランプ 1,500W × 288台

高圧ナトリウムランプ 940W × 72台

高圧ナトリウムランプ 400W × 36台

(3)事業内容

本事業は、以下の業務を行うものである。

ア 本事業の施工に必要な物品の調達

- イ 夜間照明塔改修前の各塔の劣化診断業務・設計業務
- ウ 夜間照明器具のLED化に係る事前調査・設計業務
- エ 既設夜間照明器具の撤去工事
- オ 夜間照明器具・照明制御盤・分電盤の更新（LED化）工事
（照明制御盤・分電盤は既存設備の有効活用を含む）
- カ 更新した夜間照明器具及び照明制御盤（以下「更新設備」という。）の
試験
- キ 夜間照明塔の改修・塗装の塗替え工事
- ク 夜間照明塔の基礎の改修
- ケ 本工事で更新した設備への電源供給及び配線接続のために必要な工事

(4) 事業期間

事業期間は準備期間から検査及び手直し期間を含め、契約締結日から令和9年3月31日までとする。なお、受注者の責めに帰すべき事由によらず、工期内の完了が困難と見込まれる事象（発注者の事務手続き上の都合、資材調達の困難その他予見し得ない事象等）が発生した場合には、発注者は受注者の請求に基づき、速やかに工期の延伸に関する協議に応じるものとする。

(5) 適用基準

遵守すべき法令及び適用図書等、本事業を実施するに当たっては、各種関連法令及び本市の条例・規則、関係機関が発出した通知・通達、並びに次に掲げる適用図書を遵守すること。なお、本事業を実施するにあたり必要とされる法令・基準等は、本市からの指示がない限り全て公募時点において最新のものを参照し、適用すること。また、適用図書等の中に矛盾や解釈の相違が生じた場合は、本市と協議の上、その指示に従うこと。

ア 適用図書

- (ア) 公共建築設計業務委託共通仕様書
 - (イ) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編）
 - (ウ) 建築工事監理業務委託共通仕様書
 - (エ) 鋼構造物工事標準仕様書
 - (オ) その他関連する適用図書
- ##### イ 各種基準・指針等
- (ア) JIS Z 9110 照明基準総則
 - (イ) JIS Z 9127 の運動競技区分 I 種
 - (ウ) JIS Z 9111（スポーツ施設照明基準）
 - (エ) JIS C 8106（施設用LED照明器具）
 - (オ) JIS C 8159-1（LED光源安全仕様・性能要求）

- (カ) 電気設備技術基準（経済産業省令）
- (キ) 労働安全衛生法及び関連規則
- (ク) 騒音規制法、振動規制法及び関連条例
- (ケ) 日本照明工業会（JIL）が定める技術資料及び指針
- (コ) その他関連する基準・指針等

(6) 要求水準の変更

本市は、事業期間中に下記の事由により要求水準を変更する場合がある。

- ア 法令等の変更により事業内容が著しく変更されるとき
- イ 災害・事故等により事業内容が著しく変更されるとき
- ウ 本市の事由により事業内容の変更が必要なとき
- エ その他事業内容の変更が特に必要と認められるとき

(7) 既存施設に関する資料の提供

本市は、本事業の検討に必要な範囲で、既存の照明塔に関する図面（宇部市恩田運動公園野球場建設工事（電気設備工事）竣工図）を提供する。なお、貸与する資料の内容と現場の現状が異なる場合があるため、受注者は自らの責任において現況調査を行い、設計・施工を行うこと。

2 本事業に関する基本要件

(1) 業務条件等

- ア 受注者は、本市と十分に打合せの上、工事を進めること。
- イ 受注者は、工法、材料、製品等について、その品質、工期（納期を含む）及び安全性などの検討を十分に行うこと。また、その工法などが特殊である場合は、あらかじめ本市と協議し、承諾を得ること。
- ウ 受注者は、施工業務内容に疑義が生じた場合、速やかに本市と協議を行うこと。
- エ 受注者は、建築・電気設備等の各工種間で、相互の工事内容について十分打合せ及び調整を行うこと。
- オ 受注者は、関係者及び関係官公署等と十分打合せを行うこと。
- カ 受注者は、近隣住民・関係者などに対する工事説明を行うこと。
- キ 受注者は、安全管理・災害の防止及び周辺環境の保全に十分配慮すること。
- ク 受注者は、打合せスペースを備えた現場事務所を設置すること。

(2) 事業実施体制

受注者は本工事の特性や専門性に対応した事業実施体制を構築すること。

(3) 適切な工程計画

受注者は設計・施工一括方式のメリットを生かした工期短縮に努めること。

(4)円滑な競技運営に資する光環境の構築

受注者は次の各項目に従い光環境の構築にあたること。

- ア 各種基準や指針を満足したうえで、円滑な競技運営を支える照明整備に努めること。
- イ 従来から開催されてきた各種大会、イベント等の運営に支障をきたさないようあらかじめ施設指定管理者と十分な協議・調整を行うこと。特に、県大会や全国大会等の重要度の高い大会開催日においては、工事による作業音や大型重機の配置が競技進行の妨げとならないよう、施工工程を調整すること。
- ウ 周辺の建物や住民に対する漏れ光の影響について検討し、光害を可能な限り低減すること。

(5)ランニングコスト削減に対する創意工夫

受注者は、本要求水準書を遵守しつつ、ランニングコスト削減のため創意工夫を行うこと。提案にあたっては、以下の項目を定量的に算出すること。

- ア 現行のメタルハライドランプ等による照明設備と、提案するLED照明設備との年間電気料金及びメンテナンスコストの比較シミュレーションを提示すること。
- イ 算出にあたっては、稼働時間、電気料金単価、維持管理費（ランプ交換費用等）の前提条件を明記し、積算根拠を明らかにすること。
- ウ 省エネルギー性能を証明するため、照度シミュレーションデータと連動した消費電力の低減効果を具体的に示すこと。

(6)保守管理に対する配慮

受注者は次の各項目に従い保守管理環境の構築にあたること。

- ア 日常的な利用の操作性はもちろん、維持管理・保守管理・故障時の対応などの容易性・迅速性・安全性に対する配慮をすること。
- イ 使用機器は、耐久性、メンテナンス性に対して十分配慮すること。

(7)野球競技における安全・快適な視環境の確保

受注者は本施設が野球競技を主とする施設であることを踏まえ、競技者及び観戦者の双方にとって安全かつ快適な視環境を確保する照明計画とすること。また、施設利用の利便性向上に向けた多目的な運用方法について現場の操作性を考慮した創意工夫を含めた積極的な提案を行うこと。

(8)環境に対する配慮

本市の気候によりスタジアムが受ける影響やスタジアムとしての特性が外部に与える影響など、環境全般に配慮した計画とすること。

3 夜間照明塔改修内容

(1) 概要

夜間照明塔の改修については、経年劣化により照明塔基礎部のクラック、シーリング劣化、踊り場床材及び梯子の損傷、照明塔結合部分の錆の進行等が各所に見られることから、利用者、競技者、観客、施設管理者及び作業者の安全を確保することを目的とする。

受注者は本工事の着手前に、労働安全衛生法及び大気汚染防止法に基づき、照明塔本体、既存の操作盤・電気設備、及び工事に関連する施設箇所におけるアスベスト等の有害物質の有無について、必要に応じて建築物石綿含有建材調査者等の有資格者による適切な事前調査を行うこと。事前調査の結果、アスベスト等の有害物質の有無を確認し、法令に基づき適正な飛散防止措置及び処理を行うものとする。なお、調査及び処理に要する費用については、必要に応じて提案金額に適切に計上すること。

また、以下に示す改修内容は、現時点で本市が把握している劣化状況に基づく想定であり、受注者は契約後に実施する劣化診断、現況調査及び構造検討の結果を踏まえ、要求性能を満足する最適な改修方法を提案するものとする。

調査の結果、改修範囲、改修方法、数量又は施工条件に変更が必要となる場合は、その理由、技術的根拠、費用及び工程への影響を明らかにした上で、本市と協議し、承認を得るものとする。

(2) 要求水準

受注者は、夜間照明塔6基について、近接目視、打診、腐食状況確認、ボルト及び接合部の確認、必要に応じた非破壊検査その他適切な方法により劣化診断を実施し、その結果に基づき改修設計を行うこと。

また、LED照明器具への更新に伴う器具重量、取付位置、受風面積、風荷重、地震時荷重及び既存架台への影響を検討し、照明塔本体、架台、取付部材、基礎部及び接合部の安全性を確認すること。

受注者は、構造安全性の確認結果について、構造検討書、風荷重検討書、取付部材の強度確認資料その他必要な技術資料を作成し、本市に提出すること。

現時点で想定される改修内容は以下のとおりであるが、受注者は劣化診断及び構造検討の結果を踏まえ、必要に応じて改修内容を見直し、本市と協議の上、最終的な改修方法を決定するものとする。

ア 照明塔基礎部

照明塔本柱と基礎コンクリートの境界部分のシーリングの劣化・剥離が見られることから、シーリングの剥ぎ取り及び塗り直しを行う。

(ア) 照明塔の基礎コンクリートに多数のクラックが見られることから、柱体基礎のフランジ部分(基礎天端-800mm)のコンクリートを取り壊

した上で再度コンクリートの巻き立てを行う。

(イ) 基礎配筋部に発錆が確認された場合は主筋部の除錆を行い、主筋以外のフープ筋等は交換する。

イ 避雷導線支柱部

導線支柱及び取付ボルトに錆の進行が見られることから、発錆の著しい導線支柱の交換及びベース部分の除錆と塗装を行う。

ウ 照明塔架台の鋼材部

(ア) 照明塔架台の鋼材で、構造上吹き溜まりになりやすい箇所に発錆又は錆の進行が見られることから、発錆部のケレン・塗装を行う。また、必要に応じて取付ボルトの交換を行うとともに、照明器具取付部材（台座）の交換も行う。

(イ) 照明塔架台の鋼材が内部・外部ともに錆の進行が見られることから発錆部分の除錆・部分塗装及び劣化ボルトの交換を行う。

(ウ) 照明塔架台の歩廊床材（エキスパンドメタル）に軽微な発錆が見られる。エキスパンドメタルは耐候性鋼材と異なり、発錆すると進行が早く短期間で部材崩壊する可能性があることから、歩廊床材（エキスパンドメタル）の交換及び周辺鋼材の発錆部の除錆・部分補修・塗装を行う。

エ 照明塔架台の鋼材接手部

照明塔架台の鋼材の接手プレート周辺に錆の進行、膨れ、層状剥離が見られることから、発錆部の除錆・塗装を行うとともに、層状剥離が見られる箇所については発錆部の削り、除錆、塗装及びプレート製作のうえ連結部の補強とボルト交換を行う。

オ 照明器具（安定器）の支持鋼材

安定器の支持鋼材および取付ボルトに錆の進行が見られることから、照明器具の交換時に、支持鋼材（ベース鋼材）の除錆・塗装及びボルト交換を行う。

カ 照明塔架台上のボックス部

金属ボックスを照明塔架台の鋼材にボルト留めしている箇所が、異種金属による電蝕を起こしており、錆の進行と穴あきが見られる。発錆部の除錆・塗装を行うとともに、鋼材の欠損箇所は削り・除錆・塗装を行い更にプレートを製作し欠損部の補強とボルト交換を行う。なお、ボルトについては電蝕を起こさないタイプのものとする。

キ 照明塔架台の梯子部

照明塔架台の昇降梯子は上下2段で構成されており、上下2段とも下端部に錆の進行（欠損）が見られることから、昇降梯子の全撤去・交換

および架台鋼材部の発錆部分について削り・除錆・塗装を行う。

ク 照明塔本体下部の塗装

照明塔本体下部の表面塗装（保護性錆）が人体の接触や樹木接触により剥離している部分があることから、剥離部（劣化部）の塗装補修を行うとともに、接触樹木の部分伐採（枝打ち等）を行う。

4 照明設備に係る仕様

(1) 一般事項

- ア 受注者は、高効率機器及び省エネルギー手法の採用により、エネルギーの節約を図ること。
- イ 受注者はイニシャルコスト及びランニングコストの両コスト及び運用上の信頼性において、最も有利と考える方式を提案すること。
- ウ 日常的な利用の操作性はもちろん、維持管理・保守管理・故障時の対応などが容易かつ迅速かつ安定して実施できるように配慮した計画とすること。
- エ 機器に不具合が発生した場合は、代替機器や修理部品等を迅速に準備でき、速やかに不具合が解消できるような計画とすること。
- オ 防水性、耐候性、立地特性に配慮した設計とすること。
- カ 提案内容によって、受変電設備・自家発電機・幹線設備・埋設配管等の改修または増設、既存の電力契約の変更などが必要となるときは、施設の改修または増設にかかる図面、仕様書等の資料や電力契約の変更に必要な書類を作成すること。
- キ 受注者は本事業のスケジュールに支障がないよう、必要な各種許認可、届出等の手続きを実施すること。また、本市が必要とする場合は、各種許認可等の写しを提出すること。

(2) 照明設備

- ア 使用する照明器具は、次の要件を満たすものとする。
 - (ア) 平均演色評価数 R a 80 以上
 - (イ) 相関色温度 5,000K 以上 6,200K 以下
 - (ウ) 定格寿命 40,000 時間以上（L70 基準）
 - (エ) 耐衝撃保護等級 IK05 以上
 - (オ) 温度範囲 -20℃ から 40℃ において、問題なく動作すること。
 - (カ) 防水性 IP65 以上（屋外対応）
 - (キ) フリッカー指数 1.0 以下
- イ フィールド内の光環境は、次の要件を満たすこと。
 - (ア) 水平面平均照度 内野 2,000lx 以上

外野 1,500lx 以上

- (イ)均斉度（最小／平均）0.7 以上
- (ウ)グレア制限値 50 以下
- ウ 敷地外へのグレアや漏れ光の抑制にも十分配慮すること。
 - (ア) 光害対策性能については、環境省策定「光害対策ガイドライン」（令和 3 年 3 月改定版）に定める光環境類型 E 2 を満たすこと。
- エ 照明の制御方法は、現在の執務室における運用を基本とする。現状の操作盤の再利用（既存活用）を含め、最適な制御方式を検討し、本市及び施設指定管理者と協議の上で決定すること。既存の操作盤を再利用する提案を行う場合は、以下の条件を満たすものとし、設計段階においてその安全性及び機能の信頼性を十分に検証し、本市及び指定管理者の承認を得るものとする。
 - (ア)既存設備の劣化診断を行い、更新後も長期にわたり安定して使用できること。
 - (イ)LED照明への更新に伴う機能的要求（調光制御、瞬時再点灯等）に対応可能であること。
 - (ウ)更新後の故障時やメンテナンス時においても適切なサポート体制が確保できること。
- オ 照明器具、取付金具、支持部材、ボルト類、電源装置、配線、ケーブル、制御機器その他高所に設置する機器及び部材については、十分な強度を有する方法により固定するとともに、必要に応じて落下防止ワイヤー、緩み止め措置、二重固定その他の落下防止対策を講じること。

また、受注者は、設計段階において落下防止対策の内容を示す資料を提出し、施工完了時には取付状態、締付状態及び落下防止措置の確認を行うこと。

(3) 仕様の変更手続

本市は、仕様を変更する場合、事前に受注者に通知する。仕様の変更に伴い受注者に支払う対価を含め、契約書の変更が必要となる場合は、必要な変更を行うものとする。

5 設計業務に関する事項

(1) 業務範囲

受注者は、この要求水準書のほか募集要項や優先交渉権者に示す契約書等に基づき、本施設を整備するため必要な設計を行うこと。

(2) 業務期間

設計業務の期間は、契約締結日を始期として、事業全体のスケジュールに

整合させた計画とすること。

(3)留意事項

- ア 本市と十分に協議すること
- イ 実施設計期間中に本市へ中間報告を行った後最終案を作成すること。
なお、中間報告の回数や時期は、本市と受注者との協議に基づき本市から受注者へ別途通知する。
- ウ 設計段階において、受注者は本要求水準書に定める各項目を満たしているかを確認するための技術的根拠資料（照度シミュレーションデータ、機器仕様書、劣化診断報告書等）を適宜作成し、本市に提出すること。
- エ 上記資料に基づき、本市と十分な協議を行い、設計の承認を得るものとする。設計段階で要求水準の達成が困難と判明した場合は、速やかに代替案を提示し、協議の上、本市が最終的な決定を行う。

(4)提出書類

受注者は、設計業務において、次の資料を本市に提出すること。

- ア 設計図書
- イ 現況調査報告書
- ウ 劣化診断報告書
- エ 構造検討書
- オ 風荷重検討書
- カ LED照明器具の重量、受風面積及び取付部材への影響を整理した資料
- キ 照明塔本体、架台、取付部材、基礎部及び接合部の安全性確認資料
- ク 照度計算書、照度分布図、均斉度計算書及びグレア評価資料
- ケ 漏れ光及び光害対策検討資料
- コ 電気容量、幹線、分電盤、接地及び保護装置に関する検討書
- サ 既存設備を活用する場合の劣化診断及び活用可否判定資料
- シ 主要機器仕様書及び機器一覧表
- ス 施工計画概要書、仮設計画図及び施工ヤード図
- セ 全体工程表
- ソ 維持管理計画書
- タ ランニングコスト比較資料
- チ その他本市が必要と認める資料

6 施工及び工事管理業務に関する事項

(1)業務範囲

受注者は、この要求水準書のほか本市が示す募集要項や優先交渉権者に示す契約書等に基づき、本施設の施工を行う。

(2) 着工前の提出・承認

受注者は、施工を開始する前に、次の書類を提出し、本市の承認を得ること。

ア 工程表

イ 施工方法書（照明塔改修、LED取付方法、資材搬入及び大型重機配置計画等）

ウ 安全管理計画書

エ 環境管理計画書（騒音・振動対策、廃棄物処理計画等）

オ 品質管理計画書（試験・検査計画）

カ 夜間利用休止日程表

※本市から修正を求められた場合は、速やかに再提出し、承認を得ること。

(3) 業務期間

施工業務の期間は、事業全体のスケジュールに整合させ受注者が計画すること。なお、施工に際しては、本施設及び恩田スポーツパーク内の施設の利用に支障を与えないよう調整を行うこと。

(4) 着工前の業務

受注者は、本事業に必要となる各種許認可、届出等の手続きを、事業スケジュールに支障がないように実施すること。本市が必要とする場合は各種許認可等の写しを本市に提出すること。

(5) 施工期間中の業務

ア 施工

(ア) 受注者は、各種関連法令及び施工の安全等に関する指針等を遵守し設計図書及び施工計画に従って本施設の施工を実施すること。

(イ) 受注者は、設計及び工事の進捗状況等を本市に定期的に報告するほか、本市から要請があれば、別途報告を行うこと。

(ウ) 本市は、受注者が行う工程会議に立ち会うことができるとともに、随時工事現場の施工状況の確認を行うことができるものとし、受注者はこれに協力するものとする。

(エ) 施工を円滑に推進できるように、必要な施工状況の説明及び調整を十分に行うこと。

(オ) 騒音、振動等の諸影響について、十分な対策を施すこと。苦情等が発生した場合は、受注者の責任において適切に対応し、処理すること。

(カ) 施工に伴う産業廃棄物は、売却などにより発生量の抑制を行い、処分せざるを得ない廃棄物は再資源化を基本とし、法令等に定め

られたとおり適切に処理すること。特に、既設照明器具に含まれる水銀等の有害物質については、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関連法令を遵守し、専門業者への委託等により適正に処理すること。その際、マニフェスト（産業廃棄物管理票）を適切に発行・管理し、処分終了後の写しを本市へ速やかに提出すること。なお、廃棄物の処理にあたっては、収集・運搬から最終処分に至るまでのトレーサビリティを確保し、本市が報告を求めた場合には直ちに応じなければならない。また、撤去材（スクラップ）の所有権は本市に帰属するものとし、売却等により収益が発生する場合の取扱いは、設計段階において本市と協議の上、その利益を精算または契約金額へ反映させるものとする。

- (キ) 施設等に損傷を与えないよう留意し、工事中に汚損、破損をした場合の改修及び補償は、受注者の負担において行うこと。
- (ク) 電源ケーブル、通信ケーブル、上下水道管、ガス管等の既存インフラと干渉する場合または、その切り回しなど改修を行う場合は、本市と事前に協議を行うこと。
- (ケ) 工事現場内の事故災害は発生しないように十分留意するとともに周辺地域へ事故災害の影響が及ばないよう万全の対策を施すこと。
- (コ) 工事途中において、何らかの理由により当初の実施設内容どおりに施工が不可能な場合や、変更した方が有利であることが判明した場合には、変更内容や理由が分かる書面を本市に提出し協議を行うこと。
- (サ) 別工事等と作業等が重なる場合は、別工事受注者と協力して、作業を円滑に進めること。
- (シ) 原則、本施設をはじめ恩田スポーツパーク内の施設を休場することなく実施できる施工計画とし、利用者への影響を最小限にとどめる計画とすること。ただし、本施設において照明設備を使用する夜間利用の休止は認めるため、施工計画において明示すること。
- (ス) 現場事務所や資材置場等の設置及び使用にあたっては事前に本市と協議するとともに施設を管理する指定管理者と十分に意思疎通を図り、施設運営に最大限配慮すること。

(6) 竣工後業務

ア 受注者による竣工検査

- (ア) 受注者は、自らの責任において、竣工検査及び更新設備等の試験を

実施すること。

- (イ) 竣工検査及び更新設備等の試験の実施については、それらの実施日の7日前までに本市に書面で通知すること。
- (ウ) 本市は、受注者が実施する竣工検査及び更新設備等の運転に立ち会うものとする。
- (エ) 受注者は、本市に対して竣工検査及び更新設備等の運転の結果を書面により報告すること。またその報告の際には、あわせて次項の「イ竣工図書の提出」にあげる資料及び書類を提出すること。
- (オ) 受注者は、竣工検査に当たり、以下の測定試験を実施すること。なお、測定方法、測定点配置、測定点数、測定高さ、測定機器及び測定条件については、関係基準を踏まえ、事前に本市の承認を得るものとする。測定時には、本市職員が立ち会うものとする。

- ①照度測定試験
- ②均斉度確認試験
- ③グレア確認又はグレア評価資料の提出
- ④演色性及び色温度確認
- ⑤フリッカー性能確認
- ⑥調光及び点灯パターン確認
- ⑦操作盤、制御盤、分電盤及び保護装置の機能確認
- ⑧電気設備に関する絶縁抵抗試験、接地抵抗試験その他必要な試験
- ⑨照明器具、取付金具、ボルト類、落下防止措置及び配線支持状態の確認
- ⑩照明塔改修箇所が出来形、塗膜厚、締付状況その他品質確認

測定は、原則として照明設備が安定した状態で実施し、測定結果、測定配置図、測定日時、天候、測定機器、校正証明書及び測定者を記載した報告書を提出すること。

イ 竣工図書の提出

受注者は、本市による施工完了確認検査に必要な写真、施工に係る書類（以下「完成書類等」という。）を本市に提出すること。

- (ア) 施工図（1部・製本）
- (イ) 施工図データ（紙3部・CD等の電子媒体）
※PDF形式及びCADデータ（DWG形式）
- (ウ) 諸官庁申請書（写）
- (エ) 竣工検査結果報告書（上記「ア(オ)」の測定試験結果データ、測定配置図、使用機器の校正証明書を含む）

(オ) その他施工完了確認検査に必要な資料

ウ 本市の施工完了確認

本市は、受注者による竣工検査及び更新設備等の試験並びに前項の検査終了の報告を受けた後、以下の方法により施工完了確認検査を実施する。なお、施工完了確認検査の結果、施工内容が設計図書と相違する箇所や施工不良の箇所が判明した場合、本市は、受注者に対して改修又は是正を求めることができる。

(ア) 本市は、受注者の立会いの下で、施工完了確認を実施する。

(イ) 施工完了確認は、本市が承諾した設計との照合により実施する。

エ 引渡書の提出

受注者は、本市による工事完了確認検査に合格した後、以下の書類を遅延なく本市に提出すること。

(ア) 機器仕様書、取扱説明書、保証書、鍵等

(イ) 維持管理に必要となる書類及びデータ

(7) 竣工後保証・初期不良対応・点検等

ア 受注者は、引渡し後においても、保証期間内に発生した機器、施工、制御又は調整に起因する不具合について、速やかに原因調査を行い、必要な修補、交換、調整その他の対応を行うこと。

イ 受注者は、引渡し後の実利用において、照明の照射方向、眩しさ、漏れ光、操作性、点灯パターンその他運用上の調整が必要と認められる場合は、本市及び指定管理者と協議の上、必要な調整を行うこと。

ウ 受注者は、提案書において、保証期間、保証対象、保証条件、緊急時対応体制、部品供給体制及び不具合発生時の連絡体制を明記すること。

エ 受注者は、引渡し後、おおむね1年を経過した時点で、本市の求めに応じて設備点検を行い、点灯状況、制御状況、照明器具及び取付部材の状態、落下防止措置、腐食状況、照明塔改修箇所の状態その他必要事項について確認し、その結果を本市に報告すること。

オ 前項の点検において、受注者の施工、機器、制御又は調整に起因する不具合が確認された場合は、受注者の責任において速やかに修補、交換、調整その他必要な措置を講じること。ただし、通常の使用による消耗、経年劣化、天災その他受注者の責めに帰さない事由によるものについては、本市と受注者が協議の上、対応方法及び費用負担を決定するものとする。

カ 受注者は、保証期間内に不具合が発生した場合に備え、迅速な対応が可能な連絡体制及び保守対応体制を確保すること。また、不具合発生時には、発生状況、原因、対応内容、再発防止策等を記載した報告書を本市に提出すること。

(8) リスク分担表の遵守

ア 基本的な考え

本提案が達成できないことによる損失は、原則として、受注者が負担する。ただし、天災や経済状況の大幅な変動など、受注者の責めに帰さない合理的な理由がある場合は、別途協議を行うものとする。

イ 予想されるリスクと責任分担

本市と受注者の責任分担は原則として次項の「別表：予想されるリスクと責任分担」(以下「分担表」という。)によることとし、応募者は、負担すべきリスクを想定した上で提案を行うものとする。なお、契約後に、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。

ウ 事業の継続が困難となった場合における措置

契約が締結される前に事業実施が困難になった場合には、次の措置を講ずるものとする。なお、本契約後に事業の継続が困難となった場合の措置については、本事業に関わる契約書において定めるものとする。

(ア) 優先交渉権者の責により契約できない場合は、優先交渉権者は本市に対してそれまでに要した費用を請求できないものとする。

(イ) 本市の指示により事業が中止された場合は、優先交渉権者は、本市と協議の上それまでに要した費用を請求できるものとする

事業期間中、予想される主なリスクと責任分担については、下表のとおりとする。

別表 予想されるリスクと責任分担

分類	リスク項目	リスクの内容	負担者	
			本市	受注者
事業全般	募集要項等	募集要項等、公募手続きの誤りに関するもの	○	
	債務不履行	本事業の提案や契約内容が達成できない場合		○
	第三者賠償	調査・工事による騒音・振動等による場合		○
	安全性の確保	工事における安全性の確保		○
	環境の保全	工事における環境の保全		○
	制度の変更	法令・許認可・税制の変更協議	協議	
	瑕疵	工事における瑕疵		○

	事業の中止・延期	市の指示	○	
		周辺住民等の反対による事業の中止・延期	協議	
		受注者の事業放棄、破綻によるもの		○
		市の都合によるもの	○	
計画・設計関係	不可抗力	天災などによる設計変更・中止・延期(詳細は契約書による。)	協議	
	設計変更	市の提示条件、指示に差異が生じたもの	○	
		受注者の指示、判断に差異が生じたもの		○
工事関係	第三者賠償	工事における第三者への損害賠償義務		○
	不可抗力	天災などによる設計変更、中止、延期(詳細は契約書による。)	協議	
	経済環境の変化	急激なインフレ、デフレ、材料の市場流通量の減少や納期の遅延	協議	
	用地の確保	資材置場の確保	協議	
	設計変更	市の提示条件、指示に差異が生じたもの	○	
		受注者の指示、判断に差異が生じたもの		○
	工事遅延・未完工	市の責による工事遅延・未完工による供用開始の遅延	○	
		受注者の責による工事遅延・未完工による供用開始の遅延		○
	工事費の増大	市の指示又は要求水準の変更によるもの	○	
		受注者の提案、設計、施工方法、調査不足又は判断によるもの		○
		通常予見し得ない既存施設の重大な劣化、埋設物、障害物等によるもの	協議	
	性能	要求仕様不適合		○
	一般的損害	工事に関して生じた損害		○

7 その他

- (1) 工事期間中は、定例打合せを実施すること。
- (2) 必要に応じて、関係諸機関と十分に協議すること。
- (3) 請負代金の支払いについては、受注者と契約締結時に協議のうえ、定めるものとする。
- (4) 本要求水準書に定める事項について、疑義が生じた場合または、定めのない事項については、本市及び受注者の協議によるものとする。